

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 794-2550

(ふりがな) えひめけんおちぐんいきなむら

住所 愛媛県越智郡生名村620番地1

(ふりがな) いきなそんちょう た お ただす

氏名 生名村長 田尾 紀

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

意見 A案：現行どおり減免を行う。

理由 消防救急無線、防災行政無線は災害対応の非常通信であり、緊急かつ重要な無線通信であることから、現行どおりの減免がおこなわれることを要望します。

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課
電波利用料企画室電子申請係 御中

〒969-1205

福島県安達郡白沢村糠沢字小田部1番地

電話

根本 享 史 地方事務

白沢村役場 住民生活課生活係

電波利用法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

記

部会における論点、「大規模災害時消防救急活動に、国、県、市町村の区別はないのではないか。」との意見に賛成します。村では、防災無線を住民の生命と財産を守るという目的で活用しています。消防救急無線が電波利用制度の適用除外であるならば、防災無線についても適用除外であるべきと考えます。逆に、消防救急無線についても課金するという考えであれば、現行どおり防災無線も利用料を徴収することは止むを得ないものと考えます。

今回の論点からはそれですが、現在本村の財政は容易なものではなく、維持費のかかる防災無線については、その維持管理のあり方について検討し、見直しをかけているところです。また、電波利用料については、用途について電波利用料の納入者に対して説明が不足していると感じます。なぜ必要であるのか、何に使われているのかPRが必要ではないでしょうか。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 　あて

901-0325
沖縄県糸満市字大里962番地
糸満市消防本部
消防長 金城 安秀
[Redacted]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

意 見

第6章、第2節

国、地方公共団体の扱いについて

結論 A案（現行どおり減免）

消防無線の通信については、「国民の生命、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であり、特に公共性の高いものといえる。

利用目的が事業者等とは大きなちがいがあり、これまでの特例措置の趣旨は今後も継続していく必要があるものと思われる。

他の地方公共団体同様、当市も財政危機に直面しており、新たな利用料金の負担については、市民への行政サービスの低下につながらないか懸念される。

このようなことから、現行どおりの特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号929-1892

住所 いしかわけんかしまぐんかしままちい 石川県鹿島郡鹿島町井田4部1番地1

氏名 かしままちそうむからよう こやま しげのり 鹿島町総務課長 小山 茂則

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

意見書

電波使用料等の電波利用の規制は、無制限な電波利用を抑え、限りある資源である電波の有効利用を図って国民生活に役立て、皆が最大限の利益を享受するためであると理解している。

一方、全国共通に警察や消防がいつでも、どこにでも駆けつけてくれるという認識は広く国民共通のものとなっており、市民生活の上で大きな安心となっている。消防、救急の仕組みが利用するための無線利用についても国民に十分に理解されている。

これまで電波使用料を免除されてきたこと自体が、防災及び消防・救急用途が他の用途に優先して認められてきたものであり、この意義は現在も変わることはないと考えます。

近年の無線周波数帯の移行などは、電波の有効利用を促進して、近年急速に広まった携帯電話等の無線通信を支え国民の利便性を保つためであるが、防災行政無線や消防・救急無線は、今後数年内に周波数帯の移行やデジタル化を控えており、この面からも電波資源利用を最小限に抑え、有効利用を図る措置が盛り込まれている。

国民感情からしても、携帯電話への周波数割り当てが増やされ、利便性があがったからといって、事故や災害時の消防・救急の活動が制限されては納得がいかないのではないかと懸念しています。

本県の場合は特に、財政基盤の脆弱な市町村も多く、防災行政無線の周波数移行や、消防・救急無線のデジタル化を控え、市町村の負担が増大しているところであり、未整備市町村へ防災行政無線の整備を促す上でも足かせとなることを懸念しています。

国民の生命・財産を守るという趣旨に照らしても、消防・防災目的の電波使用料負担については是非とも配慮を頂き、これまで同様の免除・減免措置の継続をお願いしたい。

沖縄県文化環境部消防防災課

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 925-0198

(ふりがな) いしかわけんはくいぐんしかまちあざすえよしせんこ

住所 石川県羽咋郡志賀町字末吉千古1-1

(ふりがな) しかまちかんきょうあんぜんかちょう ふじさわ ひとし

氏名 志賀町環境安全課長 藤澤 仁

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

市町村が整備する防災行政無線は、自然災害、原子力災害時における住民への緊急広報施設として重要な施設であり、近年、異常気象による災害が多発しており、またテロ等による災害も懸念されるなど、緊急時における住民への広報施設として防災行政無線施設の整備がこれまで以上に重要となっており、整備を促進するためにも電波利用料を全額免除すべきである。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

| | |
|-----------|-------------------------|
| 郵便番号 | 〒849-4192 |
| (ふりがな) | さがけんしまつうらくんにしありたちょうおぎおつ |
| 住所 | 佐賀県西松浦郡西有田町大木乙 2202 |
| (ふりがな) | にしありたちょうちょう いわながまさた |
| 氏名 | 西有田町長 岩永 正太 |
| 電話番号 | ☎ [REDACTED] |
| 電子メールアドレス | [REDACTED] |

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

市町村等が整備している「防災行政無線」については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しています。

佐賀県西有田町は現在、防災行政無線の代替として農業用の無線を利用している状況です。財政運営が大変厳しい状況であり、数年前から防災行政無線の整備を検討しています。しかし、今後の整備においてはデジタル方式における巨額な整備費用が必要であり、その中で、電波利用の減免措置が廃止されることは、更なる財政負担が見込まれ到底容認できないものであります。

このような地域の事情を十分ご賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いいたします。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-2395

(ふりがな) いしかわけんいしかわぐんおくちむらあざおなほら

住所 石川県石川郡尾口村字女原ト46番地

(ふりがな) おくちむらそうむかちよう みずはら しげゆき

氏名 尾口村総務課長 水原 茂幸

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づくすべての費用負担について、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除するべきである。

意見書

四消警第181号
平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 799-0411

住所 えひめけんしこくちゅうおうししもがしわちよう 750ぼんち
愛媛県四国中央市下柏町750番地

氏名 しこくちゅうおうし
四国中央市
消防長 石川清美

電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス (警防課 消防係)
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波報告書利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

電波有効利用政策研究会の最終報告書(案)についての意見書

電波法(昭和25年 法律131号)103条の2第6項の規定によって、現在、消防の機関が消防事務の用に供する消防救急無線は電波利用料の適用除外となっております。

これは、国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とし、法律上、地方公共団体が自ら開設することが不可欠となっている無線局であることからです。

先般、電波有効利用政策研究会から電波利用料制度の見直しについての最終報告書(案)が発表されました。本案では、これまで減免措置が設けられてきた消防救急無線等の取扱いに関しましても、従来どおりの減免措置を残しておく案とともに、電波の有効利用のため、電波利用料を徴収する案が示されております。

この消防救急無線は災害対応の非常通信であること、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であること。

また、地方公共団体の財政事情が厳しい中、現行のアナログ消防救急無線周波数がデジタル化へ移行することから多額の予算措置が必要となることなどから、電波利用料の適用除外を残してほしいと考えます。

以上

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 325-8501

とちぎけん くろいそし きょうこんしゃ

住 所 栃木県 黒磯市 共懇社 108番地2

くろいそしちょう くりかわ じん

氏 名 黒磯市長 栗川 仁

電話番号



「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に対する
意見書

（意見）

地域防災計画の定めにもある防災行政無線は、災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため運用しております。

これは、市民の生命、財産の保護に係る公務に必要不可欠な公共性の非常に高いものでもあります。

今回の財政的な負担を課す制度の改定は、結果として市民にとって不可欠な行政サービス水準の低下にもつながるものであり、電波利用料の徴収については、現行の減免の継続を切にお願いいたします。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 25 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 900-0006
(ふりがな) なはしめかる
住所 那覇市金沢 3-3-8
(ふりがな) おおたかざと
氏名 那覇市消費生活部 大田 和人
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

(注 法人または団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。)

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書 (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(注 用紙の大きさは、JIS規格A4版とすること、別紙にはページ番号を記載すること)

「電波有効利用料」について意見

現行では消防救急無線を始めとする国及び地方公共に対して、電波利用料の徴収を減免する特例処置が講じられておられますが、国民の生命、財産を守る立場からすれば徴収するのはいかなるものことおもいます。

また、三位一体の改革の中で予算に脆弱な市町村は他の予算を犠牲にしないのか、それが住民サービスの低下にならないか。市町村では広域消防を目指している中、腰折れになり広域化が進まないかと危惧します。そして、数年後に、無線デジタル化になった時も多額の経費を要します。デジタル化で、いろいろな附加価値が生じていろいろな商品がでた時、また新たに料金徴収が問題化する予見します。

市町村の現状を考えれば無線デジタル化になってから全体像がみえてからでも遅くはないと思います。

現行どおり特例措置の継続をのぞみ意見を提出します。

16 新総第376号
平成16年 8月 24日

総務省総合通信基盤局
電波部 電波政策課 様

新地町長 加藤 憲郎
(公 印 省 略)

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会」報告書(案)に係るパブリックコメント
について
このことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

当町では、現行どおり国・地方公共団体の利用料について減免を希望します。

郵便番号 979-2792

住 所 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30

電話番号

e-mail

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 849-0302

(ふりがな) さがけんおぎぐんうしづちょうおおざかきひせ

住 所 佐賀県小城郡牛津町大字柿樋瀬1100-1

(ふりがな) まきぐちあらた

氏 名 牛津町長 牧 口 新 太

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。

このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

意見書

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

〒929-2292

住所 いしかわけんかしまくえなかしままちあぎなかしま 石川県鹿島郡中島町字中島甲部170番地

氏名 なかしままちそうむかちよう たなか かづよし 中島町総務課長 田中 和義

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に対し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 794-2592

(ふりがな) えひめけんおちぐんゆげちょうしもゆげ

住所 愛媛県越智郡弓削町下弓削210番地

(ふりがな) うえむら としゆき

氏名 上村 俊之

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

国、地方公共団体からの電波利用料については A 案(現行どおり減免を行う)に賛同する。特に、防災行政無線及び消防救急無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外とすべきではないか。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 928-8525
住 所 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
氏 名 輪島市長 梶 文 秋
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し
下記のとおり意見書を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、
消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきで
ある。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-2392

住所 いしかわけんいしかわぐんかわちむらあざくちのみ
石川県石川郡河内村字口直海イ15番地

氏名 かわちむらそうむかちょう かわさききよし
河内村総務課長 川崎 喜芳

電話

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号：922-0192
住所：石川県江沼郡山中町湯の出町タ33番地
氏名：山中町役場 総務課長 上出雄二
電話番号：[REDACTED]
電子メールアドレス：[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号929-1392

(ふりがな)いしかわけんはくいぐんおしみずまちあざおがわ

住所 石川県羽咋郡押水町字小川ハ250番地

(ふりがな)おしみずまちそうむかちょう あわらまさのり

氏名 押水町総務課長 栗原 政典

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。